

# 理工展連絡会憲章

## 目次

序文	4
組織目的	4
組織理念	4
組織原則	4
規約	5
1. 会員	5
1.1 会員資格	5
1.2 倫理規程	5
1.3 入会	5
1.4 退会期間内の退会	5
1.5 退会期間外の退会	5
1.6 引退	6
1.7 除名	6
1.7.1 除名の対象	6
1.7.2 訴追申し立て	6
1.7.3 異議申し立て	6
1.7.4 除名の手続き	6
2. 組織体制	6
2.1 役職	6
2.1.1 役職の概要	6
2.1.2 代表	7
2.1.3 副代表	7
2.1.4 会計	7
2.1.5 副会計	7
2.1.6 局長	7
2.1.7 副局長	7
2.1.8 選挙管理委員	7
2.2 組織構造	8
2.2.1 三役	8
2.2.2 幹部	8
2.2.3 役員	8
2.2.4 局	8

2.2.5 局異動	8
2.3 役員・選挙管理委員の欠員	8
2.4 役員の弾劾	8
2.4.1 訴追申し立て	8
2.4.2 異議申し立て	9
2.4.3 弾劾の手続き	9
2.5 選挙管理委員の弾劾	9
2.5.1 訴追申し立て	9
2.5.2 異議申し立て	9
2.5.3 弾劾の手続き	9
2.6 役員・選挙管理委員の辞任	9
3. 機関	9
3.1 機関の概要	9
3.2 総会	10
3.2.1 総会の目的	10
3.2.2 総会の構成	10
3.2.3 総会の開催	10
3.2.4 総会の招集	10
3.2.5 総会の定足数	10
3.2.6 総会役員	10
3.2.7 総会のオブザーバー	10
3.2.8 総会の非公開	10
3.2.9 総会の議事	11
3.3 全体集会	11
3.3.1 全体集会の目的	11
3.3.2 全体集会の構成	11
3.3.3 全体集会の開催	11
3.3.4 全体集会の招集	11
3.3.5 全体集会の議事	11
3.4 幹部会議	11
3.4.1 幹部会議の目的	11
3.4.2 幹部会議の構成	11
3.4.3 幹部会議の開催	12
3.4.4 幹部会議の招集	12
3.4.5 幹部会議の定足数	12
3.4.6 幹部会議のオブザーバー	12
3.4.7 幹部会議の非公開	12
3.4.8 幹部会議の議事	12
3.5 特別機関	12

4. 情報倫理	13
4.1 情報の収集	13
4.2 情報の公開	13
5. 財政管理	13
6. 安全管理	13
7. 細則	13
7.1 細則の目的	13
7.2 細則の制定、改正及び廃止	13
8. 憲章改正	13
8.1 憲章改正の発議及び承認	14
8.2 改正憲章の発効	14
8.3 不遡及の原則	14
9. 最高規程	14
<b>語句定義</b>	<b>14</b>
<b>本憲章の改正履歴</b>	<b>14</b>

## 序文

本憲章は、理工展連絡会(以下、連絡会)を規定するために定められたものである。本憲章は、序文、組織目的、組織理念、組織原則、規約、語句定義から成る。

## 組織目的

連絡会は、以下に示す理想の学園祭を実現するための組織である。

- (a) 早稲田大学理工学術院を中心とした全学的な祭典の場
- (b) 理工学の感動を分かち合い、夢や希望を抱ける場
- (c) 多様な文化活動の発表を通じて、早稲田大学の魅力を感じられる場
- (d) 様々な体験を通じて、向上や進歩のきっかけを得られる場

## 組織理念

- (1) 連絡会は、理工展の開催、成功に向けて不断の努力を惜しまず活動を行う。
- (2) 連絡会は、来場者、参加団体、大学、地域住民などの様々な視点にたって活動を行う。
- (3) 連絡会は、参加団体に対し中立かつ公正で、個々の主体性を尊重するような活動を行う。
- (4) 連絡会は、その活動を長期的視点に立って再考し、恒常的な成長のもと、活動を行う。

## 組織原則

- (1) 連絡会は、相互の連携が円滑に行える明快で盤石な組織体制のもと、活動を行う。
- (2) 連絡会は、社会的に信頼できる組織体制のもと、活動を行う。
- (3) 連絡会は、理工展の運営を行う団体としての自覚をもち、その責任を果たすべく活動を行う。

# 規約

## 1. 会員

### 1.1 会員資格

- (1) 連絡会会員(以下、会員)資格は、早稲田大学理工学術院の学部1～3年生がこれを有する。
- (2) 1.7に定める除名となった者は会員資格を失う。

### 1.2 倫理規程

- (1) 本憲章における組織目的及び組織理念に賛同し、組織原則及び規約を遵守しなければならない。
- (2) 個人的利害又は特定の団体・主体の利害、特定の思想等によって組織理念、組織原則及び活動を害してはならない。
- (3) 連絡会を退会後も、活動を通じて知り得たあらゆる情報を漏洩又は利用してはならない。
- (4) 活動に関わる重要な文書に対し、故意に虚偽の記載をしてはならない。
- (5) 理工展又は連絡会の信頼を損なうような言動をしてはならない。

### 1.3 入会

- (1) 入会が可能な期間(以下、入会期間)は、2.2.2に定める幹部がこれを定める。
- (2) 会員の募集要項(入会に必要な情報等)は、幹部がこれを定める。
- (3) 入会を希望する者は、倫理規程への賛同及び署名を行った上で、入会期間内に、入会届を提出しなければならない。その後、3.4に定める幹部会議の承認をもって会員として登録される。
- (4) 入会期間に入会した会員の入会日は、その入会期間の最終日の翌日とする。
- (5) 2.1.2に定める代表及び2.1.3に定める副代表は、入会届の保管に責任を負う。
- (6) 入会期間外の入会は、これを認めない。

### 1.4 退会期間内の退会

- (1) 退会が可能な期間(以下、退会期間)は、2.2.2に定める幹部がこれを定める。
- (2) 退会を希望する会員は、退会期間内に、退会の意思を幹部に申し入れなければならない。その後、3.4に定める幹部会議の承認をもって退会は完了する。
- (3) 退会期間内に退会した会員の退会日は、幹部がこれを定める。

### 1.5 退会期間外の退会

- (1) 前項の規定に関わらず、諸事情により退会を強く希望する会員は、特例として、退会期間外でも、3.4に定める幹部会議の承認をもって退会することができる。

(2) 退会期間外に退会した会員の退会日は、幹部がこれを定める。

## 1.6 引退

(1) 引退が行われる日(以下、引退日)は、2.2.2に定める幹部がこれを定める。

(2) 学部3年生の会員は、引退日をもって退会し、会員資格を失う。

## 1.7 除名

### 1.7.1 除名の対象

除名の対象となるのは、以下のいずれかを満たす会員である。ただし、2.2.2に定める幹部を除名することはできない。

(a) 倫理規程を侵したと判断された会員

(b) 活動上支障をきたすと判断された会員

### 1.7.2 訴追申し立て

会員は、除名の対象となる条件を満たす会員の除名に賛同する署名を全会員の4分の1以上集めた上で、2.1.2に定める代表に訴追を申し立てることができる。

### 1.7.3 異議申し立て

訴追の対象者には、訴追を受けた旨が代表から速やかに伝達される。訴追の対象者は、伝達から7日以内に異議申し立てを行うことができる。異議申し立ては文書にて行い、文書を代表に提出することにより完了する。代表は、文書を受け取った後、速やかにこれを幹部に公開しなければならない。

### 1.7.4 除名の手続き

(1) 代表は、伝達から8日以降14日以内に3.4に定める幹部会議を招集し、幹部会議の承認をもって会員の除名を行う。

(2) 除名された会員の退会日は、幹部会議の承認が行われた日とする。

## 2. 組織体制

### 2.1 役職

#### 2.1.1 役職の概要

(1) 連絡会には、2.1.2に定める代表、2.1.3に定める副代表、2.1.4に定める会計、2.1.5に定める副会計、2.1.6に定める局長、2.1.7に定める副局長、2.1.8に定める選挙管理委員を置く。

(2) 代表、副代表、会計、副会計、局長、副局長、選挙管理委員は、会員でなければならない。

- (3) 代表、副代表、会計、副会計、局長、副局長、選挙管理委員は、これらを兼任することができない。
- (4) 代表、副代表、会計、選挙管理委員は、別途定める細則に則り、選出される。副会計は、会計がこれを任命する。局長は、局内において別途定める細則に則り、選出される。副局長は、局長がこれを任命する。
- (5) 代表・副代表・会計・副会計の定員は、各1名とする。局長・副局長の定員は、それぞれ2.2.4に定める局につき各1名とする。選挙管理委員の定員は、2名以上とする。

#### 2.1.2 代表

代表は、活動を統括し、その責任を負う。

#### 2.1.3 副代表

- (1) 副代表は、代表を補佐する。
- (2) 副代表は、代表に欠員が出た場合、代表の職務を代行する。

#### 2.1.4 会計

- (1) 会計は、理工展及び連絡会の収支を管理し、その責任を負う。
- (2) 会計は、副会計を任命する。

#### 2.1.5 副会計

- (1) 副会計は、会計を補佐する。
- (2) 副会計は、会計に欠員が出た場合、会計の職務を代行する。

#### 2.1.6 局長

- (1) 局長は、2.2.4に定める局を統括し、その責任を負う。
- (2) 局長は、副局長を任命する。

#### 2.1.7 副局長

- (1) 副局長は、局長を補佐する。
- (2) 副局長は、局長に欠員が出た場合、局長の職務を代行する。

#### 2.1.8 選挙管理委員

- (1) 選挙管理委員は、選出、再選及び弾劾の投票を、中立かつ公正な視点を持って管理及び運営を行う。
- (2) 選挙管理委員及び選挙管理委員の任についた経歴のある会員は、選挙管理委員が運営を行う選挙において、投票権を持たない。

## 2.2 組織構造

### 2.2.1 三役

代表、副代表、会計を三役と称する。

### 2.2.2 幹部

代表、副代表、会計、局長を幹部と称する。

### 2.2.3 役員

代表、副代表、会計、副会計、局長、副局長を役員と称する。

### 2.2.4 局

- (1) 局は、連絡会における実務を行う機関である。
- (2) 代表、副代表、会計、副会計を除く会員は、いずれかの局に所属する。代表、副代表、会計、副会計は、いずれの局にも所属しない。
- (3) 局の個数、名称等は、細則においてこれを定める。

### 2.2.5 局異動

- (1) 局異動が可能な期間(以下、局異動期間)は、幹部がこれを定める。
- (2) 局異動を希望する者は、局異動期間内に、局異動を希望する旨を幹部に申し入れなければならない。その後、3.4に定める幹部会議の承認をもって局異動は完了する。
- (3) 局異動期間外の局異動は、これを認めない。

## 2.3 役員・選挙管理委員の欠員

- (1) 代表、副代表、会計、選挙管理委員に欠員が出た場合、別途定める細則に則り、速やかにこれを選出する。
- (2) 副会計に欠員が出た場合、会計が速やかにこれを任命する。
- (3) 局長に欠員が出た場合、局内で別途定める細則に則り、速やかにこれを選出する。
- (4) 副局長に欠員が出た場合、局長が速やかにこれを任命する。

## 2.4 役員 の 弾劾

### 2.4.1 訴追申し立て

会員は、役員 の 弾劾 に賛同する署名を全会員の4分の1以上集めた上で、選挙管理委員に訴追を申し立てることができる。



#### 2.4.2 異議申し立て

訴追の対象者には、訴追を受けた旨が選挙管理委員から速やかに伝達される。訴追の対象者は、伝達から7日以内に異議申し立てを行うことができる。異議申し立ては文書にて行い、文書を選挙管理委員に提出することにより完了する。選挙管理委員は、文書を受け取った後、速やかにこれを全会員に公開しなければならない

#### 2.4.3 弾劾の手続き

選挙管理委員は、伝達から8日以降14日以内に投票を実施し、当該役員の弾劾の可否を決定しなければならない。投票権は当該役員を除く全会員が有する。弾劾には、全会員の3分の1以上の投票と、投票者の3分の2以上の賛成が必要となる。

### 2.5 選挙管理委員の弾劾

#### 2.5.1 訴追申し立て

会員は、選挙管理委員の弾劾に賛同する署名を全会員の4分の1以上集めた上で、幹部に訴追を申し立てることができる。

#### 2.5.2 異議申し立て

訴追の対象者には、訴追を受けた旨が幹部から速やかに伝達される。訴追の対象者は、伝達から7日以内に異議申し立てを行うことができる。異議申し立ては文書にて行い、文書を幹部に提出することにより完了する。幹部は、文書を受け取った後、速やかにこれを全会員に公開しなければならない。

#### 2.5.3 弾劾の手続き

幹部は、伝達から8日以降14日以内に投票を実施し、当該選挙管理委員の弾劾の可否を決定しなければならない。投票権は当該選挙管理委員を除く全会員が有する。弾劾には、全会員の3分の1以上の投票と、投票者の3分の2以上の賛成が必要となる。

### 2.6 役員・選挙管理委員の辞任

辞任を希望する役員・選挙管理委員は、辞任を希望する旨を幹部に申し入れなければならない。3.4に定める幹部会議の承認をもって役員・選挙管理委員の辞任は完了する。

## 3. 機関

### 3.1 機関の概要

連絡会には、3.2に定める総会、3.3に定める全体集会、3.4に定める幹部会議、3.5に定める特別機関を置く。

## 3.2 総会

### 3.2.1 総会の目的

総会は、連絡会の最高意思決定機関である。

### 3.2.2 総会の構成

総会は、連絡会の全会員により構成される。

### 3.2.3 総会の開催

総会は、3.2.9に定める議事が発議された場合に行われる。

### 3.2.4 総会の招集

総会は、幹部によって招集される。

### 3.2.5 総会の定足数

- (1) 総会は、構成者の3分の1以上の出席により成立する。構成者の3分の1以上の出席がない場合、流会となる。
- (2) 総会の意思決定の委任は、これを認める。委任を行う会員は、委任状を議長に提出しなければならない。委任を行う会員は出席とみなされるが、議事の承認の際は出席者数に含まれない。

### 3.2.6 総会役員

- (1) 総会では、以下に定める総会役員を置く。
  - (a) 議長：総会の議事進行を担当する。
  - (b) 副議長：議長を補佐し、議長に事故があった場合にその職務を代行する。
  - (c) 書記：総会の会議録を作成する。
- (2) 総会役員の定員は、各1名とする。
- (3) 総会役員は、代表が議事ごとにこれを任命し、解任する。ただし、代表が発議者の場合は、副代表がこれを任命し、解任する。
- (4) 各議事の発議者は、当該議事に関する総会役員を務めることはできない。
- (5) 総会役員は、議事の承認の際は出席者数に含まれない。

### 3.2.7 総会のオブザーバー

- (1) 議長は、総会の運営上、必要に応じて、特定の議事に関して総会へのオブザーバーの参加を許可又は要請することができる。
- (2) オブザーバーは、承認権をもたない。また、オブザーバーの発言は、議長の要請がある場合にのみ認められる。

### 3.2.8 総会の非公開

総会はオブザーバーを除き、非公開である。

### 3.2.9 総会の議事

- (1) 総会では、以下に挙げる事項を行う。
  - (a) 決算報告の承認
  - (b) 憲章改正の承認
  - (c) その他活動に関する議事の承認
- (2) (1)の(a)、(c)の発議には、3.4に定める幹部会議の承認又は全会員の6分の1以上の署名が必要となる。
- (3) (1)の(a)、(c)の承認には、総会出席者の過半数の賛成が必要となる。
- (4) (1)の(b)の発議には、幹部会議の承認又は全会員の3分の1以上の署名が必要となる。
- (5) (1)の(b)の承認には、総会出席者の3分の2以上の賛成が必要となる。

## 3.3 全体集会

### 3.3.1 全体集会の目的

全体集会は、会員が重要な事項を共有するための機関である。

### 3.3.2 全体集会の構成

全体集会は、連絡会の全会員により構成される。

### 3.3.3 全体集会の開催

全体集会は、年1回以上行われる。

### 3.3.4 全体集会の招集

全体集会は、幹部によって招集される。

### 3.3.5 全体集会の議事

全体集会では、以下に挙げる事項を行う。

- (a) 連絡会の体制の説明
- (b) 局概要の説明
- (c) サークル協議会・サークル講習会内容の共有
- (d) 年間スケジュールの確認
- (e) その他活動に関する必要事項の共有

## 3.4 幹部会議

### 3.4.1 幹部会議の目的

幹部会議は、幹部の意思決定機関である。

### 3.4.2 幹部会議の構成

幹部会議は、幹部により構成される。

### 3.4.3 幹部会議の開催

幹部会議は、3.4.8に定める議事が発議された場合に行われる。

### 3.4.4 幹部会議の招集

幹部会議は、代表によって招集される。

### 3.4.5 幹部会議の定足数

- (1) 幹部会議は、構成者の3分の2以上の出席により成立する。構成者の3分の2以上の出席がない場合、流会となる。
- (2) 会計、局長が幹部会議を欠席する場合、副会計、副局長が代理として出席することができる。

### 3.4.6 幹部会議のオブザーバー

- (1) 幹部は、幹部会議の運営上、必要に応じて、特定の議事に関して幹部会議へのオブザーバーの参加を許可又は要請することができる。
- (2) オブザーバーは、承認権をもたない。また、オブザーバーの発言は、幹部の要請がある場合にのみ認められる。

### 3.4.7 幹部会議の非公開

幹部会議はオブザーバーを除き、非公開である。

### 3.4.8 幹部会議の議事

- (1) 幹部会議では、以下に挙げる事項を行う。
  - (a) 入会の承認
  - (b) 局異動の承認
  - (c) 退会の承認
  - (d) 除名の承認
  - (e) 役員及び選挙管理委員の辞任の承認
  - (f) 総会の各議事発議の承認(可能な議事に関しては3.2.9に従う)
  - (g) 特別機関の設置及び廃止の承認
  - (h) 情報公開の可否の判断
  - (i) 細則の制定、改正及び廃止の承認
  - (j) 憲章改正の発議の承認
  - (k) その他活動に関する議事の承認
- (2) (1)の発議には、幹部1名以上の提案が必要となる。
- (3) (1)の承認及び判断には、幹部の3分の2以上の賛成が必要となる。

### 3.5 特別機関

特別機関は、必要に応じて設置及び廃止される。特別機関の設置及び廃止は、幹部会議の承認を必要とする。

## 4. 情報倫理

### 4.1 情報の収集

- (1) 会員は、連絡会活動において情報を収集する場合、その対象を問わず、予め利用目的及び提供範囲を明確にし、承諾を得なければならない。
- (2) 会員は、収集した情報を厳正に管理し、紛失、改竄及び漏洩等の防止に努めなければならない。

### 4.2 情報の公開

4.1に基づいて収集した情報について開示請求があった場合、幹部会議による適切な判断のもと、情報を開示しなければならない。

## 5. 財政管理

- (1) 連絡会は、財政に関する不正や過失が起こることのないよう務め、必要最低限の収支によって、迅速かつ明瞭な財政運営を行う。
- (2) 具体的な財政管理の方法は、細則においてこれを定める。

## 6. 安全管理

連絡会は、活動において、適正な処置を講じることにより事故等を防止し、安全かつ円滑な活動を行う。学園祭運営においては、参加団体、理工学術院をはじめとする関係機関と密な連携を図り、万全な管理を率先して行う。

## 7. 細則

### 7.1 細則の目的

具体的な取り決めを定めるため、細則を制定する。

### 7.2 細則の制定、改正及び廃止

細則の制定、改正及び廃止は、幹部会議の承認を必要とする。ただし、2.1.1(4)、2.3(3)における局内において別途定める細則に関しては、この限りではない。

## 8. 憲章改正

### 8.1 憲章改正の発議及び承認

本憲章の改正には、総会の承認を必要とする。発議に必要な承認や署名、承認に必要な賛成数は、3.2.9に従う。

### 8.2 改正憲章の発効

改正憲章は、本憲章の改正が総会で承認された日の翌日から発効する。ただし、施行日が定められている場合はこれに従う。

### 8.3 不遡及の原則

改正憲章が発効された場合、発効前の事実を遡ってその改正憲章を適用してはならない。

## 9. 最高規程

本憲章は、連絡会における最高規程であって、本憲章に反するあらゆる細則及び連絡会の活動の全部又は一部は、その効力を有しない。

## 語句定義

以下は、本憲章における連絡会による語句定義である。

- 除名：連絡会から退会させられること。
- 弾劾：職を解かれること。
- 異議申し立て：除名や弾劾に対して、適切ではないとして反論すること。
- 特別機関：連絡会の活動を円滑に行うために、必要に応じて設置及び廃止される(議決)機関。
- 細則：連絡会の活動を円滑に行うために、必要に応じて制定、改正及び廃止される規則。

## 本憲章の改正履歴

2018年3月20日	発効
2019年3月15日	一部改正